破産手続廃止

平成２２年（フ）第３８号
千葉県香取市佐原イ1701番地
破産者　石塚千恵子
1　決定年月日　平成22年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第３７７号
茨城県笠間市鯉淵6256番地104
破産者　有限会社コウメイ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６７６号
栃木県宇都宮市竹林町397番地　野州ハイツ105号
破産者　近藤　善男
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６３号
千葉県松戸市秋山97番地の３
破産者　石井　清隆
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７９号
千葉県松戸市五香西１丁目９番地の５レクセルマンション五香103号
破産者　有限会社前出興業
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８０号
千葉県松戸市五香西１丁目９番地の５レクセルマンション五香103号
破産者　前出　幸一
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７２２号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山１丁目14番９―1202号
破産者　榎本　勝治
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５５４３号
東京都日野市石田１丁目24番地の17
破産者　有限会社ベガコーポレイション
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５４５号
東京都江戸川区東小松川４丁目12番17号
破産者　バリユー株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５５３号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目30番20号
破産者　有限会社研粧
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５５４号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目30―20
破産者　高木　春美
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４１号
東京都板橋区西台３丁目49番４号
破産者　日本真秀株式会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４５号
東京都国立市泉３丁目13番地の20
破産者　株式会社ユーリッチ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４６号
千葉県市原市山木685―102
破産者　宮島　富雄
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４８号
東京都新宿区市谷薬王寺町58番地
破産者　株式会社エム・ゾーン
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６４９号
千葉県船橋市薬円台１丁目16―１―309
破産者　田中　亀義
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７３号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
破産者　レモングラス・リアルティ合同会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６７４号
東京都千代田区丸の内１丁目１番３号
破産者　ハイビスカス・リアルティ合同会社
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７４０号
東京都足立区南花畑２丁目13番17号　マンション友義Ⅲ―202、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区南花畑２丁目10番４号
破産者　有限会社ダイユーテクノ
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７７０号
神奈川県横浜市南区永楽町２丁目17番地
破産者　有限会社スキル
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７７２号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南３丁目18―７―303
破産者　栗田　祥吾
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７９４号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎４丁目３番12号
破産者　有限会社かとれあ書房
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部